

# 一般廃棄物処理業許可申請の手引き

南陽市市民課  
令和5年12月

## I. 一般廃棄物処理業の許可制度

一般廃棄物の収集運搬又は処分を業として行う場合には、市長の許可を受ける必要があります。

南陽市では、本市の一般廃棄物処理計画に適合するとともに、一定の処理能力を有し、かつ、関係法令等で定める諸条件を満たしている場合に限って許可をすることにしています。

なお、許可を受けた者は、自ら業を行うことが必要であり、一般廃棄物の収集運搬及び処分を他人に委託することは禁止されています。

ただし、次の場合には一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はありません。

- (1) 自らの事業活動に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬及び処分を行う場合
- (2) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(古紙、くず鉄〔古銅等を含む。〕、あきびん類、古繊維)のみの収集運搬又は処分を業として行う場合
- (3) 市の委託を受けて、一般廃棄物の収集運搬又は処分を業として行う場合

## II. 一般廃棄物(ごみ)処理業の許可基準

一般廃棄物(ごみ)の処理業の許可基準(平成18年10月1日設定)の一部を改正する。

南陽市ごみ処理基本計画に基づき、生活系ごみ及び事業系ごみの民間による処理について、収集運搬業及び処分業の許可基準を次のとおり定める。

### 1. 家庭から排出される生活系ごみ

#### (1) 収集運搬業

既存の許可業者による収集運搬が困難となっていないため、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、既存の許可業者に収集運搬させることとし、新規の者については、許可しない。

#### (2) 処分業

市の関連処理施設において、適正処理がなされているため、新規の者については、許可しない。

### 2. 事業所から排出される事業系ごみ

#### (1) 収集運搬業

収集したごみの減量化や資源化する事業を行い、収集運搬を適正に処理することが確実である場合に限り適正な審査のうえ、許可する。

ただし、次の要件を満たすことを許可の条件とする。

- ① 申請者が、自らその事業を実施する者であること。
- ② その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。
  - ア 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
  - イ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れないような措置を講じた施設であること。
  - ウ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
  - エ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- ③ 申請者が市内に住所又は事務所若しくは営業所(法人にあっては、登記された事務所又は営業所、個人にあっては、市に事業開始の届をした事務所又は営業所。以下同じ。)を有し、かつ、許可の期間中引き続き市内に住所又は事務所若しくは営業所を有すること。

- ④ 市税を完納している者であること。
- ⑤ 法第7条第5項第4号(これらの規定を法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)に適合していること。
- ⑥ 処理技術等により、ごみの資源化又は減量化が図られること。
- ⑦ 災害発生等の理由により、廃棄物の撤去搬出等の必要が生じた際、市に協力ができること。
- ⑧ その他市長が特に必要と認める事項

## (2) 処分業

ごみの減量化や資源化を目的として処分業を営む場合で、適正処理することが確実である場合には、ごみの種類を限定して許可する。

ただし、申請時に次の要件を満たすことを許可の条件とする。

- ① 申請者が、自らその事業を実施する者であること。
- ② その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。
  - ア 一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。
  - イ 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れないような措置を講じた施設であること。
  - ウ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
  - エ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- ③ 申請者が市内に住所又は事務所若しくは営業所(法人にあっては、登記された事務所又は営業所、個人にあっては、市に事業開始の届をした事務所又は営業所。以下同じ。)を有し、かつ、許可の期間中引き続き市内に住所又は事務所若しくは営業所を有すること。
- ④ 市税を完納している者であること。
- ⑤ 法第7条第5項第4号(これらの規定を法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)に適合していること
- ⑥ 処理技術あるいは処理施設等により、ごみを資源化することにより減量化が図られること。
- ⑦ 災害発生等の理由により、廃棄物の処理等の必要が生じた際、市に協力ができること。
- ⑧ その他市長が特に必要と認める事項

## 3. し尿、浄化槽汚泥

### (1) 収集運搬業

し尿、浄化槽汚泥については、現行の処理体制において円滑かつ的確な遂行が確保されていることから、新規の業者については、原則として許可しない。

### (2) 処分業

し尿、浄化槽汚泥については、現行の処理体制において円滑かつ的確な遂行が確保されていることから、新規の業者については、原則として許可しない。

附 則

この基準は、平成18年10月 1日から実施する。

附 則

この基準は、令和5年12月 1日から実施する。